# 債権仮差押命令の申立てについて

広島簡易裁判所 平成26年4月

### 1 申立ての管轄

本案の管轄裁判所

既に訴えを提起しているときは同一の裁判所,提起していないときは 本案の管轄裁判所となるべき裁判所です。

# 2 申立てに必要な費用

- (1) 申立手数料
  - 2000円分の収入印紙を納めてください(消印しないこと)。
- (2) 郵便切手(陳述催告の申立てをしない場合には、※の切手は不要)
  - 1082円×2(債権者,債務者に対する決定正本送達費用)
  - 1130円×1 (第三債務者に対する決定正本送達費用)
  - ※ 82円×1 (陳述書送付費用)
  - ※ 512円×1 (陳述書返送費用)

## 3 提出する書類等

(1) 申立書

ア 正本 1通

申請の押印はもちろんですが、各ページに捨印を押してください。 各ページ間の契印は不要ですが、各ページの下部中央欄外にページ数を記載してください。

- イ 当事者目録,請求債権目録,仮差押債権目録を各4通
- (2) 疎明資料

写しを各1通(申立書提出の際に原本と照合しますので,<u>必ず原本を持参してください。</u>)

(3) 添付書類

当事者が法人の場合,資格証明書(登記事項証明書,商業登記簿謄本など)が必要です。申立時から<u>1か月以内</u>に作成されたものを提出してください。

#### 4 その他注意事項

陳述催告の申立ては、債権仮差押命令申立時にしてください。

必要費用,提出書類は,債権者,債務者,第三債務者が 各1名の申立てを前提としたものです。